

「簡易無線局の開設区域を定める告示案に対する意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

[意見募集期間：令和5年7月7日～同年8月7日]

提出件数 1件

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>開設区域については賛同します。</p> <p>今回広がる周波数のうち、かつてのアナログ小エリア簡易無線のように、一部の周波数はデータ専用波として音声通話と明確に差を設けるとよろしいと思います。</p> <p>現状、今回の周波数を使用する無線局（以下、登録局といいます）については、70万局以上が開設されており、業務利用、レジャー利用、データ利用と、1つのチャンネルに対し複数の使用者が混在し、通信が輻輳、キャリアセンスが義務化されていることから度々通信困難な場面に遭遇します。</p> <p>このことから、登録局は利用の手軽さや、利用範囲の広大さから今後も増加が見込まれることが明白であり、通話用、データ用と棲み分けを行うことが、利用者相互にとってメリットになると考えます。</p>	<p>本告示案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、データ専用波に関する御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>	無